

令和2年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況一覧
 (包括外部監査における「指摘」、「意見」への対応について)

特定のテーマ：スポーツ振興に係る財務事務の執行について

1 監査の結果（指摘）関連

| No. | 指摘等事項 | 所管部局 | 措置の状況（令和3年12月31日現在） | |
|-----|--|---------|---------------------|---|
| | | | 区分 | 概要 |
| 1 | <p>■実績報告と業務従事実態の整合性 岩手県スポーツ振興事業団が指定管理者の県営スポーツ施設において、配置人員と人件費の対象人数に差異が生じているものがある。事業団の業務報告の適切性の観点から、当該差異の妥当性が問題となる。この点につき、県の説明によると、事業団において総務課の共通人件費を配賦する際に人件費が多い施設に1名ずつ計上したものである、とのことであるが、「総務課1名」は各施設に配置された人員ではないため、施設管理の実態に基づく人件費の実績報告が行われているとは認められない。</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | 岩手県スポーツ振興事業団に対し、施設管理の実態に応じた実績報告となるよう、合理的な基準で人件費の会計処理を行うよう指導し、業務委託の完了確認の際、会計処理の状況を確認することとした。 |
| 2 | <p>■協定書間の整合性 盛岡南公園野球場（仮称）整備事業に係る設計・施工協定とPFI契約書を比較すると、双方に記載されている建設費に差異が生じており、設計・施工協定と比較してPFI契約書の建設費の金額が大きいことから、当該差異の適切性が問題となる。支出時期が令和5年度以降であっても、経費負担協定（及びPFI契約書）と設計・施工協定には齟齬が生じていると考えられる。経費負担協定では建設費のうち4割が県負担とされており、割賦手数料相当額は建設費に準じた取扱いとするのが合理的と考えられるため、設計・施工協定に記載されている県負担額が23,630,439円（差異59,076,099円×県負担率40%）過小になっていると考えられる。</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | より適切な取扱いとなるよう、協定書を補完する覚書を締結することとした。 |
| 3 | <p>■収益事業に対する補助 補助事業者である岩手県体育協会の会計処理上、補助金収入のうち1,095,000円が収益事業に充当されているため、補助対象に公益上の必要性が認められるかどうか問題となる。県体育協会において一定の会館施設賃貸事業収益（令和元年度は805千円）があるため、収益事業分の改修費用を収益事業で賄えないといえるか疑問である。収益事業に見合う会館改修工事は収益事業の財源で賄う性質のものと考えられるため、収益事業に対する補助に公益上の必要性は認められず、補助金の交付として不適切である。</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | 岩手県体育協会に対し、適切に会計処理を行うよう指示し、同団体において修正した。 |

| | | | |
|--|---------|-----|---|
| <p>4 ■補助金審査の十分性【旅費に係る源泉徴収誤り】 県では「いわて競技力向上事業費補助金交付要綱」を定めているほか、岩手県体育協会において「2019年度版 選手強化事業費補助金事務マニュアル」を作成しているが、補助金交付事業のサンプル調査を行ったところ、宿泊費の領収書（写し）が競技団体宛てではなく指導者の個人宛てになっている事例が検出された。県の説明によると、実際には指導者が負担しているため、宿泊費も指導者に現金支給している、とのことであるが、実態と異なる実績報告がなされており、また、宿泊費に係る源泉徴収が行われていない。</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | 岩手県体育協会の事務処理マニュアルを修正し、競技団体の会計担当者に対して適正処理を周知・徹底したほか、岩手県体育協会に対し、根拠を確認することとした。 |
| <p>5 ■補助金審査の十分性【謝金に係る源泉徴収の未確認】 旅費・謝金の支出の実在性確認を支出先からの受領印によっている現在の補助金審査の実施方法を考慮すると、源泉徴収に係る納付書等の確認は、旅費・謝金の支出の実在性確認を補完する有効な手続と考えられる。実績報告を求めながら、根拠資料を確認しないことは補助金審査として不十分である。</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | 岩手県体育協会の事務処理マニュアルを修正し、競技団体の会計担当者に対して適正処理を周知・徹底したほか、岩手県体育協会に対し、根拠を確認することとした。 |
| <p>6 ■補助金審査の十分性【経費明細の未確認】 補助金交付事業の中から、支出に係る確認資料は領収書のみで、経費明細を未確認の事案が検出された。これらは比較的多額の支出であり、経費明細を確認していないと以下のような補助対象経費の適格性を判断できないため、補助金審査として不十分である。 ・二重請求の有無 ・取引条件等の妥当性。特に、同じ競技団体との取引が多い支出先は、取引条件等の妥当性に注意を要すると考えられる。</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | 岩手県体育協会の事務処理マニュアルを修正し、競技団体の会計担当者に対して適正処理を周知・徹底したほか、岩手県体育協会に対し、根拠を確認することとした。 |
| <p>7 ■補助金審査の十分性【補助対象範囲の逸脱】 補助金交付事業の中から、競技団体宛てではなく、選手個人宛ての領収書の事案が検出された。補助金事務マニュアルでは「領収書の宛名は、各事業の補助金申請者の名前（各競技団体・指定クラブ名）と合致すること」としているため、選手個人宛ての領収書に係る経費まで補助対象に含めるのは不適切である。</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | 岩手県体育協会の事務処理マニュアルを修正し、競技団体の会計担当者に対して適正処理を周知・徹底した。 |

| | | | | |
|----|---|------------------|-----|--|
| 8 | <p>■指定管理者の区分経理 県と指定管理者の間で締結している協定上、管理運営に関する会計処理については、指定管理者が行う他の事業と独立した区分経理としなければならないとされている。事業団の内部管理資料と県報告資料の間に差額が生じているため、事業団における指定管理者の区分経理の適切性が問題となるが、事業団の内部管理資料（財務会計システム帳票）と県報告資料（実績報告）の差額に関する記録が整備されていないこと、主な差額である法人共通経費の各施設への按分基準の根拠が不明確である点などを考慮すると、事業団における指定管理者の区分経理は不適切である。</p> | 文化スポーツ部、教育委員会事務局 | 措置済 | 指定管理者に対し、会計処理をより明確にするよう指導した。また、管理業務報告書と財務諸表間の差額が発生する場合、この記録を整備することとした。 |
| 9 | <p>■預り金の管理 岩手県スポーツ振興事業団は、団体の資金を保管しているが、事業団の財務諸表上、預り金として処理されていない。会計処理の適切性の観点から、事務局として事業団が各団体の資金を管理している以上、当該資金は事業団の「その他保管金」に該当すると考えられる。よって、当該保管金を事業団の預り金として処理していないことは事業団会計処理規程に反している。</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | 岩手県スポーツ振興事業団が事務局を担っている任意団体の位置付けを整理し、事業団の会計と明確に区別することとした。 |
| 10 | <p>■県と実行委員会との契約関係 負担金は法令または契約等によって地方公共団体が負担するものであるが、今回の監査対象となった実行委員会に対する負担金に法令上の根拠がないため、県が実行委員会に支出する負担金の契約関係が問題となる。以下の点を考慮すると、県とRWC 実行委員会の間で契約書締結がないまま負担金を支出するのは不適切である。 ・RWC 実行委員会は、県以外の構成者（釜石市、各団体等）が存在するため、契約書作成を省略できる「官公署」に該当するか疑問であること ・県が負担する事業リスクの範囲が明らかでないこと</p> | 文化スポーツ部 総務部 | 措置済 | RWC実行委員会は既に解散したことから、本年度、文化スポーツ部オリンピック・パラリンピック推進室で所管している「いわて・かまいしラグビーメモリアルイベント実行委員会」への負担金について、契約書を締結し、支出した。 |
| 11 | <p>■団体の事務手続・処理【源泉徴収漏れ】 RWC 実行委員会では、令和元年度に旅費・謝金等に係る源泉徴収対象取引（救護所での通訳謝金）が生じているが、源泉徴収が行われていなかった。通訳謝金が源泉徴収対象（所得税基本通達204-6）である点との整合性が明らかではないため、源泉徴収が必要であったと考えられる。</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | 所得税等の修正申告手続きを行った。 |

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

| No. | 指摘等事項 | 所管部局 | 措置の状況（令和3年12月31日現在） | |
|-----|---|---------|---------------------|---|
| | | | 区分 | 概要 |
| 1 | <p>■競争条件の公平性 現在、事業団が指定管理者として選定されている施設は全て1者応募になっているため、指定管理者公募の競争条件の公平性が問題となる。以下の内容が1者応募になっている要因とも考えられるため、指定管理者公募の競争条件の公平性が確保されているか疑問である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者と競合する業務委託 ・職員派遣の必要性 ・派遣職員の人件費負担 | 文化スポーツ部 | 措置済 | 意見があった業務委託、職員派遣及び派遣職員の人件費負担については、これまでも指定管理業務と区分し、公平性に配慮しながら行ってきたが、引き続き事業の必要性を十分考慮し、公平性の確保に努めていくこととした。 |
| 2 | <p>■施設老朽化への対応 指定管理者のモニタリングの一環として、毎年度実施している管理運営状況評価シートには、指定管理者からの「県に対する要望、意見等」が記載されているが、指定管理者からの要望、意見等が3年前と変化のない内容が散見されるため、適切な維持管理や修繕、更新等を実施しているかどうか問題となる。 指定管理者から、3年前と同様の要望、意見が出されている内容から判断すると、改善措置が講じられていないため、県営スポーツ施設の適切な維持管理や修繕、更新等が実施されているとは言い難く、行政サービスの低下が懸念される。</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | 令和3年2月に策定した「岩手県文化スポーツ部所管公共施設個別施設計画」に基づき、指定管理者による施設点検等の状況や、利用者の安全性や利便性等により優先順位を定め、長期的な視点をもって計画的に改修等を行うこととした。 |
| 3 | <p>■使用料減免理由の合理性 スポーツ振興事業団の法人事務所は県営運動公園管理事務所内にあり、事業団は公園占用許可を受けている。使用許可を受けた者は所定の使用料を納付するのが原則（県立都市公園条例第12条）であるが、例外的に使用料の減免が認められている（県立都市公園条例第14条）。 使用料の減免は例外的なものであるから、事業団の法人事務所に係る使用料の全部免除の適切性が問題となる。事業団が担う事業の大半は公募選定による指定管理者業務であり、民間が実施可能な業務なのであるから、県出資等法人であることが使用料を全部免除する合理的根拠といえるか疑問である。運動公園管理事務所としての使用のみならず、事業団の法人事務所としての使用を含むものであるから、使用料を全部免除する合理的根拠は希薄である。</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | 岩手県スポーツ振興事業団の法人事務所における使用料の免除規定の適用については、これまでも、行政財産使用条例及び県立都市公園条例に基づいて、適正に減免の可否を判断してきたところであるが、引き続き、減免に当たっての合理的根拠を整理し、条例に基づいた適正な判断に努めていくこととした。 |

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

| No. | 指摘等事項 | 所管部局 | 措置の状況（令和3年12月31日現在） | |
|-----|---|---------|---------------------|---|
| | | | 区分 | 概要 |
| 4 | <p>■指定管理者と競合する業務委託</p> <p>生涯スポーツ振興事業に係る委託業務の大半が、岩手県スポーツ事業団が指定管理者となっている施設で実施されているが、「民間活力の活用」という指定管理者制度の導入趣旨の観点から、本件業務を特命随意契約で事業団に委託する必要があるかどうか問題となり、以下の点を考慮すると、本件業務委託をあえて指定管理者業務と区分する合理的根拠は希薄である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告の内容を見る限り、指定管理者の自主事業と同様の事業内容である ・同一施設内で事業を実施している実態を踏まえると、施設管理と自主事業に加えて本件業務委託を同一事業者が担うことが効果的である。 ・本件業務は年間を通じて職員2名の人員配置を前提とした委託料積算となっており、実際の本件委託業務の従事状況と異なっている。 | 文化スポーツ部 | 措置済 | <p>岩手県スポーツ振興事業団が、岩手県内の体育、スポーツ・レクリエーション、教育の振興を図り、県民の心身の健康と明るく豊かな生活の実現に向けた事業を展開し、これまでに数多くの実績を残しており、本事業を総合的に受託できる県内唯一の事業者であるため、事業団に業務委託しているが、引き続き、効果的な事業の実施に努めていくこととした。</p> <p>また、より一層の適格性を確保するため、委託料の積算を見直した。</p> |
| 5 | <p>■予定価格の事前公表</p> <p>運動公園陸上競技場改修工事に係る条件付一般競争入札が落札率100%となっているため、予定価格の事前公表による弊害が生じていないかが問題となる。本件工事に係る予定価格の積算明細（県作成）と工事費内訳書（入札者作成）を比較すると、内訳別（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）では金額の差異が認められるため、事業者の積算精度向上が落札率100%の要因とは考え難く、予定価格の事前公表による弊害が生じていないか懸念される。</p> | 出納局 | 措置済 | <p>県営建設工事の入札結果について、外部委員会の岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会において、予定価格の事前公表による弊害が生じていないか確認した。</p> |

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

| No. | 指摘等事項 | 所管部局 | 措置の状況（令和3年12月31日現在） | |
|-----|--|--------------|---------------------|---|
| | | | 区分 | 概要 |
| 6 | <p>■債務負担行為の設定</p> <p>盛岡南公園野球場（仮称）整備事業に関連して、債務負担行為の設定がなされているところであるが、経費負担協定に定める負担率とPFI 契約書をもとに、包括外部監査人が試算した県の将来負担額が債務負担行為の限度額を上回るため、当該差異の適切性が問題となる。</p> <p>以下の点を考慮すると、県が負担する事業費の支払方法が未定であっても、PFI 契約締結に関連した県負担額は確定していると考えられるため、運営費に係る債務負担行為を設定しない理由に合理性が認められるか疑問である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費負担協定において建設費及び運営費に係る県負担率が明確になっている。 ・県はPFI 契約締結の事務を盛岡市に委託しており（野球場の整備に係る事務の委託に関する協定書第1 条第4 号）、盛岡市が令和2 年3 月26 日にPFI契約書を締結していること | 文化スポーツ部 | 措置済 | 当該施設整備に係る運営費については、令和5 年度から支出が発生するため、令和4 年度に施設設置条例を制定した後、令和5 年度の当初予算要求において債務負担行為を設定することとした。 |
| 7 | <p>■施設稼働率の算定方法</p> <p>ストック適正化ガイドラインでは、スポーツ施設の利用状況（利用人数、稼働率）を把握し、政策優先度の検討に活用するものとされている。県の利用率の算定は、利用可能枠ではなく開場（開館）日単位によるため、政策優先度の検討に資するものかどうか問題となる。</p> <p>県の利用率の算定方法は、1 日当たりの利用の有無で示した値であり、1 日に1 人の利用でも利用率100%となり得ることから、当該利用率の算定方法が施設の利用実態を反映しているといえるか疑問である。</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | 県の施設の利用率については、過去の利用状況や他の県施設との利用状況の比較のため、1 日当たりの利用の有無で利用率を算定しているもの。必要に応じ、ストック適正化ガイドラインに示されている利用者数での稼働率の測定などの管理に努めることとした。 |
| 8 | <p>■行政コスト情報の利活用</p> <p>県では、行政経営プランに掲げる取組の1 つに「県民に分かりやすい財政に関する情報の公表／地方公会計制度に対応した統一的な基準に基づく財務書類等の公表・活用」が掲げられており、工程表には「地方公会計制度に対応した統一的な基準に基づく財務書類等の公表・活用」が示されていることから、県がどのような「活用」を行っているかが問題となる。</p> <p>県営スポーツ施設に係る以下の指標を分析・活用することにより、ストック適正化に向けた様々な課題の検討が可能であるため、行政コスト情報の利活用を進める必要があると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者1 人当たり行政コスト ・利用者1 人当たり利用料金収入 | 文化スポーツ部（総務部） | 措置済 | ストック適正化に向け、令和3 年2 月に「岩手県文化スポーツ部所管公共施設個別施設計画」を策定したところであり、必要に応じ、利用者1 人当たりのコストや収入などの行政コスト情報を参考とすることとした。 |

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

| No. | 指摘等事項 | 所管部局 | 措置の状況（令和3年12月31日現在） | |
|-----|--|---------------------|---------------------|--|
| | | | 区分 | 概要 |
| 9 | <p>■更新修繕費の見積 スtock適正化計画の策定に際して、各施設の現況評価を踏まえた検討が必要とされるが、県が示している更新修繕費に見積不足が懸念される事案が検出された。（報告書 p 34）</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | 令和3年2月に策定した「岩手県文化スポーツ部所管公共施設個別施設計画」に基づき、指定管理者による施設点検等の状況、利用者の安全性や利便性等により優先順位を定め、計画的に改修等を行うこととした。 |
| 10 | <p>■個別施設における検討課題 県営スポーツ施設のStock適正化に関して、あり方懇談会報告書に反映されていない各施設の課題が認められる。（報告書 p 36～38）</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | 令和3年2月に策定した「岩手県文化スポーツ部所管公共施設個別施設計画」に基づき、指定管理者からの要望、利用者の安全性や利便性等により優先順位を定め、各施設の課題を整理した上で計画的に改修等を行うこととした。 |
| 11 | <p>■補助金審査の十分性【交通費の経路未確認】 交通費について、交通費算出の前提となる経路が実際と一致しているかの確認が行われていない事例がある。補助金事務マニュアルでは、移動に要する経費として、鉄道賃等は実費額とされている。当該交通費については、代替の移動手段があるため、実際の経路に相違ないか確認が必要と考えられるが、これを未確認のまま補助金を支出するのは不適切である。</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | 岩手県体育協会の事務処理マニュアルを修正し、競技団体の会計担当者に対して適正処理を周知・徹底したほか、岩手県体育協会に対し、根拠を確認することとした。 |
| 12 | <p>■職員派遣の必要性 県は事業団に多くの職員を派遣しているため、職員派遣の必要性が問題となるが、以下の点を考慮すると、県の基本方針である「適正化に配慮」がなされているとは言い難い。 ・事業団の主要事業である指定管理者業務はすべて公募選定によるものである。 ・指定管理者（公募）に対する県職員派遣は、県の2つの立場（公募事業者を公正に選定する立場と職員派遣先に対し一定の責任を負う立場）から公募選定上の利益相反の外観を有する ・県からの受託業務の大半が指定管理施設で実施しているものであり、指定管理者の自主事業と同様の業務であるため、県が職員派遣してまで実施する必要性が不明確であること ・青少年の家に1施設あたり県派遣職員4名を常駐させてまで委託業務を実施する必要性が不明確であること</p> | 文化スポーツ部 教育委員会事務局 | 措置済 | <p>指定管理業務と受託業務を契約及び協定で明確に切り分けており、派遣職員が指定管理業務を行うことはない。また、受託業務において、派遣職員は青少年の健全育成を図るための各種事業の実施や学校等の研修利用に対する指導等を行っており、指定管理者の自主事業に派遣職員が携わっていない。</p> <p>各施設とも年間3万人程度の研修利用があり、研修準備や宿泊研修の当直等の業務量を考慮すると、現在の派遣職員数は適切であると考えているが、職員の派遣については、引き続き、事業の必要性を十分考慮するなどし、慎重に判断することとした。</p> <p>なお、受託業務と指定管理業務との区分の一層の明確化を図るため、令和3年度から事業報告書等の様式を見直した。</p> |

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

| No. | 指摘等事項 | 所管部局 | 措置の状況（令和3年12月31日現在） | |
|-----|--|---------------------|---------------------|---|
| | | | 区分 | 概要 |
| 13 | <p>■派遣職員の人件費負担 派遣元である県が派遣職員の人件費を負担するのは例外的取扱いであるから、県の人件費負担の適切性が問題となる。 個別検出事項「2（1）指定管理者と競合する業務委託」で記載したとおり、公募選定の指定管理者業務と委託業務をあえて区分する合理的根拠に乏しく、実質的には公募の指定管理者業務と大差ない、という事業団の業務実態が認められる。公募の指定管理者業務は民間事業者が実施可能な業務と考えられるため、このような事業団への派遣職員の人件費負担まで派遣法の例外規定に該当するといえるか疑問である。</p> | 文化スポーツ部 教育委員会事務局 | 措置済 | <p>青少年の家への派遣職員（指導員）に係る人件費については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）第6条第2項に該当するものとして、県が負担することとしてきたところ。 派遣職員は、派遣先において、県からの受託業務に従事しているものであり、派遣法上適切に取り扱ってきたところであるが、今後、さらに派遣先における従事業務の実態に留意し、公平性を確保しながら、適切な範囲での人件費負担を行う。また、当該意見を受け、令和3年度から事業報告書の様式を見直し、受託事業と指定管理業務との区分の一層の明確化を図ったところであり、派遣契約締結に当たっては、上記改善点を踏まえ、引き続き、職員派遣の必要性についての確認を適正に行っていくこととした。</p> |
| 14 | <p>■財政的関与の情報開示 出資法人の運営評価に係る「県の財政的関与の状況」欄に委託料や指定管理料は開示されているものの、職員派遣人件費の県負担額に関する情報開示が行われておらず、派遣職員の人件費負担の未開示は財政的関与に係る重要な情報開示不足と考えられるため、適切な情報開示が行われているとは言い難い。</p> | 総務部 | 措置済 | <p>「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づく県出資等法人に対する県職員の派遣について、運営評価において、法人ごとの状況を盛り込むこととした。</p> |
| 15 | <p>■評議員の関与の十分性 評議員会の欠席の多い評議員が複数見受けられるため、評議員が実質的な機能を果たしているかどうか問題となる。評議員は、評議員会に出席し決議に参加することでその役割の遂行が可能になることから、評議員会の欠席の多い評議員が実質的な機能を十分に果たしているといえるか疑問である。</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | <p>事業団に対し、評議員の選任にあたっては、候補者が仕事や健康上の理由などにより評議員会への出席が困難となる可能性がないか、十分に検討するよう指導した。</p> |
| 16 | <p>■ペイオフ対策の十分性 岩手県スポーツ振興事業団は多額の預金を有しているため、資産管理の観点からペイオフ対策の十分性が問題となる。この点につき、事業団では分散預金により対策しているとはいえ、ペイオフの限度額（10,000千円）を超える多額の預金を有していることから、地元金融機関といえども預金先の安全性検討や評価をせず、預金先を決定することがペイオフ対策として十分といえるか疑問である。</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | <p>岩手県スポーツ振興事業団に対し、県が取り組むペイオフ対策も参考に、安全な金融機関の選択、元本が保証される債権運用などの対策を実施していくよう指導した。</p> |
| 17 | <p>■経営課題の識別 県出資等法人では、計画的な法人運営を行うため、経営目標（事業目標及び経営改善目標）の設定を含む中期経営計画の策定、経営環境分析を行っているところであるが、中期経営計画書に掲げる対応策等が事業団の抱える経営課題を的確に識別したものとは言い難い。</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | <p>岩手県スポーツ振興事業団に対して経営課題の再整理を行うよう指導し、経営課題に「指定管理業務の失注リスクへの対応策」や「組織運営体制の強化を考慮した職員採用」を追記するなど、中期経営計画の修正を行った。</p> |

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

| No. | 指摘等事項 | 所管部局 | 措置の状況（令和3年12月31日現在） | |
|-----|---|------------------|---------------------|---|
| | | | 区分 | 概要 |
| 18 | <p>■運営評価の妥当性 スポーツ振興事業団の事業は、公募選定の指定管理者業務、公益事業、収益事業、受託事業であるが、県出資等法人としての事業団の代替性の評価が問題となる。 事業団の事業の大半が公募選定の指定管理者業務を占めていることは「添付資料6. 事業団の事業別収支内訳」から明らかであり、代替性を有するのは事業団の事業の一部に過ぎないとする県の説明が合理的といえるか疑問である。県出資等法人の存在意義に関わる事業団の課題が認められるが、事業団の運営評価結果等に当該課題を示唆する記載がなされていないため、県が実施している事業団の運営評価の妥当性に疑問がある。</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | 令和3年度から「県出資等法人運営評価シート」が改訂され、所管部局において公的サービスを提供する事業主体としての適切性を検討の上、記載する項目が新設された。今後、監査人の意見も参考に、より一層合理的な運営評価に努めていくこととした。 |
| 19 | <p>■県関与の適正化に係るモニタリング 県と岩手県体育協会の間、多額の財政的関与や人的関与が認められるため、県関与の適正化に係るモニタリングの要否が問題となる。県体育協会に対して出資等がないとはいえ、以下の点を考慮すると、県関与の適正化に関するモニタリングが十分といえるか疑問である。 ・県は県体協に対し団体運営費補助や県職員派遣を行っており、県に対する財政依存度の高い団体と考えられること ・個別検出事項「4（1）収益事業に対する補助」や「4（2）補助金審査の十分性」のように、県体協に起因すると考えられる問題が検出されていること</p> | 文化スポーツ部 （総務部） | 措置済 | これまで実施している公益法人に関する立入検査に加え、スポーツ振興課において事務処理マニュアルを改正し岩手県体育協会の事業実施後の完了確認を強化するなど、補助金審査の適正化に向けた措置を行った。 |
| 20 | <p>■全庁的なモニタリング体制 県では、個々の任意団体の設立、管理運営について、各所管室課の判断に委ねており、任意団体管理の全庁的なルールやモニタリングの仕組みを有していないため、全庁的な任意団体の実態が把握されていない。 以下の点を考慮すると、現行の運用が内部統制上のリスクの評価と対応として適切といえるか疑問である。 ・全庁的にみた場合、多くの任意団体の存在が推測されるため、重要性の高い会計事務の領域である可能性があること ・包括外部監査の対象とした任意団体の事業の執行において、後掲の個別検出事項に示した問題・課題が検出されていること</p> | 総務部 | 措置済 | 任意団体の管理について、必要に応じ、内部統制のリスクとして認識し、対応を講ずることとした。 |

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

| No. | 指摘等事項 | 所管部局 | 措置の状況（令和3年12月31日現在） | |
|-----|--|---------|---------------------|---|
| | | | 区分 | 概要 |
| 21 | <p>■任意団体の事務手続・処理【準備期間の短い契約スケジュール】 RWC 実行委員会において、以下の契約を公募型プロポーザル方式により実施しているが、応募事業者が1者となっている。所定の交通輸送実施計画や警備計画を踏まえた企画提案が必要であり、規模の大きいプロジェクト（設計額386,125千円）であるという本件業務委託の性質を鑑みれば、受託事業者としては事前調整に相当の準備期間を要すると推察されるため、公告から企画提案期限まで16日程度の期間では応募準備期間として短いと考えられる。このことが1者応募の背景にあったと認められるため、競争性が確保された契約スケジュールであったとは考え難く、契約スケジュールとして不適切である。</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | <p>本事案は、県の手続きに準拠し、一般的な入札と同じ準備期間を確保したところであるが、監査人の意見を踏まえ、今後の入札に際しては、競争性確保に向け、入札案件ごとに、必要十分な入札手続きスケジュールとなっているかを検討・確認した上で実施することとした。</p> |
| 22 | <p>■監事機能の十分性 RWC 実行委員会では多額の事業費（令和元年度の支出額815百万円）が発生しているため、監事監査が適切に実施されていたかが問題となる。 以下の点を考慮すると、RWC 実行委員会の監事監査において、十分な監事機能が果たされていたといえるか疑問である。 ・県が作成した監査受検報告でRWC 実行委員会の監事監査の実施状況を確認したところ、監事2名が別日程でそれぞれ20～30分程度の監査時間となっている。収支決算書等を事前提出していることを考慮しても、RWC 実行委員会の事業規模と比較し、十分な監査時間が確保されていたとは考え難いこと ・個別検出事項「6（3）任意団体の事務手続・処理」に記載したような問題が生じているが、監事監査において特に指摘事項等はなかったこと</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | <p>引き続き、十分な監査時間の確保や資料の事前送付を行うこととした。</p> |
| 23 | <p>■事業評価対象経費の範囲 職員人件費や県営スポーツ施設の整備・維持管理が事務事業評価の対象に含まれていないため、その妥当性が問題となる。 スポーツ振興の事業分野では職員人件費や県営スポーツ施設の整備・維持管理が経常的な事業費全体の過半を占めており、特にソフト事業では職員人件費の比重が大きいケースもあり得る。このような事業費が事務事業評価の対象外になっているため、スポーツ振興に係る事業費の有効性評価が困難である。</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | <p>政策評価においては、監査人の所見にある人件費や管理費等を用いたB/Cの算出については、便益を金銭価値化できないため、このような手法では投入コストと比較しても適切に測ることができないと判断している。 しかしながら、事業の有効性を高める観点から、維持管理費などの経常的経費の分析を行うなどし、引き続き、より一層の効果的な事業の実施に努めることとした。</p> |

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

| No. | 指摘等事項 | 所管部局 | 措置の状況（令和3年12月31日現在） | |
|-----|---|---------|---------------------|---|
| | | | 区分 | 概要 |
| 24 | <p>■成果指標と活動指標の区分 県が掲げる「成果を重視する行政の推進」の観点から、評価対象事業に設定された成果指標の妥当性が問題となる。以下の事業に係る成果指標は、県民の視点に立った成果重視の行政運営を図るとい事業評価の目的に資するものといえるか疑問である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超人スポーツワークショップ参加者数、超人スポーツオープンセミナー参加者数 ・指定選手の国内、海外遠征回数 ・スーパーキッズ事業、スペシャルスクール等参加児童・生徒数 ・強化事業参加人数 等 | 文化スポーツ部 | 措置済 | <p>事務事業評価の指標（目標）設定は、制度所管課である政策企画課と調整の上で設定しており、適切な指標設定であると考えている。</p> <p>今後の指標設定においても、成果指標と活動内容指標の混同がないか精査の上、設定を行うこととした。</p> |
| 25 | <p>■費用便益分析に係る情報開示 「50年間にわたり年間来場者数166,164人」という独自の条件設定について、大規模事業評価に示されている事業目標（通年利用開始初年度（令和5年度）の施設年間利用者数151,000人）や人口減少見込との整合性が問題となる。</p> <p>大規模事業評価調書において、費用便益分析は大規模公園費用対効果分析手法マニュアルによるとの説明のみで、独自の条件設定に関する説明はなされていない。来場者数の推計は費用便益分析の重要な要素と考えられるため、本件大規模事業評価調書において十分な情報開示が行われていたとは言い難い。</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | <p>新野球場の費用便益分析の内容については、岩手県大規模事業評価専門委員会に資料提出、説明を行い、その内容を踏まえて、十分に審議がなされたものであるほか、議事録についても公表されているところである。</p> <p>なお、独自の条件設定に関する大規模評価調書への明記については、今後必要に応じて、岩手県大規模事業評価専門委員会を所管している政策企画課とも調整しながら検討することとした。</p> |
| 26 | <p>■政策評価の説明 県政の総合的な計画の課題等を検証し、その結果を次の政策等に適切に反映させることにより、効果的かつ効率的な行政を推進するとともに、県民の視点に立った成果重視の行政運営を図る、という政策評価の目的の観点から、政策評価に記載されている説明に留意されたい。</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | <p>監査人からの意見を踏まえ、政策評価に記載する説明内容について留意することとした。</p> |
| 27 | <p>■多様な主体との協働の考慮 政策評価に掲げている以下の「具体的推進方策指標」に関して、多様な主体との協働を考慮した指標への見直し余地がないか留意されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブ会員数【I4 ライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実】 ・県内トップ・プロスポーツチームによるスポーツ教室等の参加者数【IV26 スポーツを生かした人的・経済的な交流の推進】 | 文化スポーツ部 | 措置済 | <p>今後、指標設定の際には、監査人からの意見にも留意しながら、指標を設定することとした。</p> |

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

| No. | 指摘等事項 | 所管部局 | 措置の状況（令和3年12月31日現在） | |
|-----|--|---------|---------------------|--|
| | | | 区分 | 概要 |
| 28 | <p>■政策優先度を明確にした事業推進</p> <p>岩手県は、県土の広大さもあり施設数が多数あるが、行財政環境も厳しく、設置から相当年数経過し、施設老朽化への対応が不十分なものも多くあることから、県行政サービスの低下が懸念される。</p> <p>また、社会環境も変化し、市町村や民間における施設もかつてに比べて充実しており、県有施設の廃止を含め、あり方を検討する必要がある。</p> <p>しかし、個別施設計画は策定中であり、今後の改善施策が明確になっていない。</p> <p>県のスポーツ振興事業全体を維持・発展させる観点から、市町村や関係団体などを含めた県の行政サービス水準等を検討の上、財源や人的資源の配分をハード（施設整備、維持管理）からソフト（特に地方創生分野）にシフトするなど、政策優先度を明確にした事業推進が必要と考える。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症については、監査対象年度における大きな影響は確認できなかったが、今後、感染防止のための「新しい生活様式」への対応が求められる。ICTの利活用によるスポーツへの参加機会の創出などの新たな取組も見られることから、県は、引き続き社会環境の変化を注視の上、事業推進に取り組まれない。</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | <p>令和3年2月に策定・公表した「岩手県文化スポーツ部所管公共施設個別施設計画」に基づき、施設の維持管理や修繕等を行い、最適化に向けて取り組むこととした。</p> <p>また、市町村及び関係団体等と連携し、より多くの県民のスポーツへの参画を目指し、新型コロナウイルス感染症等の社会環境の変化に対応した事業の推進を図っていくこととした。</p> |
| 29 | <p>■行政経営目標設定の実行性確保</p> <p>公共施設等総合管理計画の目的は中長期的なコストの縮減・財政負担の平準化であり、個別施設計画の策定はその手段と考えられる。よって、行政経営プランにおける公共施設の長寿命化対策に係る目標指標は、個別施設計画の策定割合より、長寿命化対策等の効果額とするのが合理的である。</p> <p>県民の視点に立って成果を重視する行政経営に取り組むため、行政経営目標設定の実効性を確保する必要があると考える。</p> | 総務部 | 措置済 | <p>公共施設の長寿命化対策が図られるよう、次期行政経営プランの策定に当たっては、当該意見にも留意しながら検討を行うこととした。</p> |
| 30 | <p>■出資法人の在り方の見直し</p> <p>事業団は、事業活動の実態を十分に考慮した外部・内部環境分析を行ったうえで、経営課題を的確に把握し、課題の解決に向けた具体的かつ有効な取組みを計画的に行うことが必要である。県としては、事業団の自律的な取組みを尊重しつつ、実効性ある運営評価等の指導監督を通じて、事業団の取組みを支援することが期待されている。</p> <p>一方で、県は、運営評価の結果等を踏まえながら、県施策推進上の役割や存在意義が変化していると認められる県出資等法人、抜本的な経営改革が必要なもの等に対して、有効な措置を果敢に講じるよう求める。</p> | 文化スポーツ部 | 措置済 | <p>県では、出資等法人改革の取組等により県施策推進上の役割や存在意義について見直しを行っているが、岩手県スポーツ振興事業団は県内スポーツ関係団体の取りまとめ役として貴重な存在であり、県施策推進上重要な役割を担っている。今後も、県出資法人指導監督要綱に基づき、毎年度、事業実施状況及び経営状況について運営評価を行うこととした。</p> |